



鳥取県公報

令和3年3月23日（火）
号外第27号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 令和3管理年度におけるするめいかの知事管理漁獲可能量（131）（水産課）・・・・・・・・・ 2

告 示

鳥取県告示第131号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）のするめいかの知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和3年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
鳥取県するめいか漁業	現行水準